

第2次多気町総合計画策定支援業務委託 公募型プロポーザル質問回答書

下記のとおりに回答いたします。

令和8年10月8日

	資料名	頁	質問該当項目	質問内容	回答
①	総合計画策定支援業務委託公募型プロポーザル実施要領	3	7 参加意思表明 (4)提出書類 ③業務実績一覧	業務実績一覧「令和3年度以降の業務実績～書類の写しを添付」との記載があるが、提出する実績の件数について、上限の目安はあるか。また、実績を証する契約書については、頭書部分のみの提出とし、契約金額については黒塗りとしても差し支えないか。	実績件数の上限はございません。また、実績を証する書類等の写しについては契約相手方が確認できる箇所のみで問題ございません。契約金額等についても黒塗りで問題ございません。 <u>なお、実績件数が多数あり実績を証する書類の写しが膨大になる場合は、証明書類の写しについては直近50件及び三重県内の実績（R3以降）の添付でも差支えありません。</u>
②	総合計画策定支援業務委託仕様書	2	6 業務内容 (2)町民アンケート調査の実施・報告書作成	対象者及び票数に「返送による回答及びWEB回答を併用」とあるが、紙の調査票を配布し、郵送等により回収するという認識でよいのか。また、その場合、調査票の印刷は受託者の業務に含まれるという認識でよいのか。	ご認識のとおり、返信用封筒を同封するが、同時にWEBでの回答の受付を想定しています。調査票印刷はご認識のとおりです。
③	総合計画策定支援業務委託公募型プロポーザル実施要領	4	(4) 提出書類 ②企画提案内容 (任意様式)	提案書は紙15枚で両面印刷という認識でよろしいでしょうか	ご認識のとおりです。 両面印刷15枚（計30ページ）が提案書上限となります。 <u>実施要領における表現が不明確であるため10月8日付で要領の一部訂正を実施いたしました。</u> なお、要領記載のとおり提案書が上限枚数に満たない場合でも減点対象にはなりません。
④	—	—	全体	ホームページに掲載されている「基本構想」を確認したが、事業の背景やこれまでの取り組みをより深く把握するため、前回の「基本計画」の提供（または閲覧について）は可能か。	ホームページで掲載しております「ええまちづくりプランR4～R7」は基本構想（目標）のみを定めたプランであり、基本計画書は策定されていません。なお、H20策定の第1次総合計画冊子については役場財務政策課で閲覧が可能です。
⑤	総合計画策定支援業務委託仕様書	2	6 業務内容 (2)町民アンケート調査の実施・報告書作成	令和8年度業務の「（2）町民アンケート調査」について。対象者及び票数に「一般町民1,500票」と記載があるが、対象年齢の想定はあるのか。	町と支援業務委託業者とで協議のうえ決めていきます。
⑥	総合計画策定支援業務委託仕様書	2 :3	6 業務内容 (3)住民ワークショップの実施支援	令和8年度業務「（3）住民ワークショップ」と令和9年後業務「（8）中高生ワークショップ」について。提案内容に応じて、実施時期（年度）を見直すことは可能か。	住民ワークショップについては、住民意見収集の為にR8中に複数回の開催実施を想定しています。追加でR9に実施することは可能です。中高生ワークショップについては、授業との連携からもR9実施としています。

⑦	多気町総合計画策定基本方針	2	4 策定体制	住民参加に記載のある「世代別アンケート（小学生・中学生・高校生・新成人・子育て世帯等）」について、具体的に想定されている対象や票数、調査方法などはあるのか。	基本方針は資料としての掲載であり仕様書ではございませんので要領・仕様書を主にご検討願います。なお、今回の仕様書におけるアンケート調査、ワークショップでの意見交換が基本方針のご質問の部分に該当します。詳細は今後の協議によります。
⑧	多気町総合計画策定基本方針	2	4 策定体制	住民参加に記載のある「世代別アンケート（小学生・中学生・高校生・新成人・子育て世帯等）」について。仕様書にある「（２）町民アンケート調査」とは異なる調査と考えればよいのか。	⑦の回答のとおり、仕様書のアンケート調査（ワークショップ含）の記載にあたり同様の調査です。
⑨	多気町総合計画策定基本方針	2	4 策定体制	住民参加に記載のある「無作為DMによる懇談会・ヒアリング」について。DM送付を行う場合に、本業務に含まれる経費あるのか。	懇談会・ワークショップ等においての対象者の選定、DMを含めた周知方法は今後の協議によります。アンケート調査同様に抽出、宛名シール作成及び送料が発生する場合は町の負担とし、他の経費は提案者によるものと考えております。